

楽天モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

(下線が改定部分)

変更箇所	変更前	変更後														
<p>第4条 (本サービスの種類)</p>	<p>本サービスには、次の種類があります。但し、今後サービスの種類を拡充することがあります。</p> <table border="1" data-bbox="251 430 867 1339"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般サービス</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、特定接続サービス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>特定接続サービス</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限り、）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	一般サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、特定接続サービス以外のもの	特定接続サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限り、）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの	<p><u>1</u> 本サービスには、次の種類があります。但し、今後サービスの種類を拡充することがあります。</p> <table border="1" data-bbox="889 430 1507 1957"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般サービス</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、特定接続サービス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>特定接続サービス</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限り、）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td> </tr> <tr> <td><u>JAPAN ローミング™</u></td> <td><u>天災、事変その他の非常事態が発生した場合に、通信手段の確保のため、当社とJAPAN ローミング™に係る事業者間契約を締結した所定の電気通信事業者（以下「JAPAN ローミング™契約事業者」といいます。）の電気通信設備を一時的に用いて通話又はデータ通信を可能とする仕組みにより、一般サービス又は特定接続サービスの代替として当社が契約者に提供する電気通信サービス（『JAPAN ローミング™』は一般</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	一般サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、特定接続サービス以外のもの	特定接続サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限り、）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの	<u>JAPAN ローミング™</u>	<u>天災、事変その他の非常事態が発生した場合に、通信手段の確保のため、当社とJAPAN ローミング™に係る事業者間契約を締結した所定の電気通信事業者（以下「JAPAN ローミング™契約事業者」といいます。）の電気通信設備を一時的に用いて通話又はデータ通信を可能とする仕組みにより、一般サービス又は特定接続サービスの代替として当社が契約者に提供する電気通信サービス（『JAPAN ローミング™』は一般</u>
種類	内容															
一般サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、特定接続サービス以外のもの															
特定接続サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限り、）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの															
種類	内容															
一般サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、特定接続サービス以外のもの															
特定接続サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限り、）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの															
<u>JAPAN ローミング™</u>	<u>天災、事変その他の非常事態が発生した場合に、通信手段の確保のため、当社とJAPAN ローミング™に係る事業者間契約を締結した所定の電気通信事業者（以下「JAPAN ローミング™契約事業者」といいます。）の電気通信設備を一時的に用いて通話又はデータ通信を可能とする仕組みにより、一般サービス又は特定接続サービスの代替として当社が契約者に提供する電気通信サービス（『JAPAN ローミング™』は一般</u>															

		<p>社団法人電気通信事業者協会による共通商標です。)</p> <p>2 当社からの救済要請に対して、JAPAN ローミング™契約事業者の承諾があった場合に限り、当社は契約者に JAPAN ローミング™を提供します。</p> <p>3 JAPAN ローミング™には次の方式があります。</p> <table border="1" data-bbox="893 472 1494 1050"> <thead> <tr> <th>方式</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルローミング方式</td> <td>通話及びデータ通信が可能な方式</td> </tr> <tr> <td>緊急通報のみ（認証有り）方式</td> <td>緊急通報（110/119/118）のみが可能且つ、当社の加入者データベースによる利用者認証や端末位置登録が可能な方式</td> </tr> <tr> <td>緊急通報のみ（認証無し）方式</td> <td>緊急通報（110/119/118）のみが可能且つ、当社の加入者データベースによる利用者認証や端末位置登録が不可能な方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 JAPAN ローミング™に関する提供条件については、本約款で定めるほか、当社が別途ウェブサイト等で定めるところによります。</p>	方式	内容	フルローミング方式	通話及びデータ通信が可能な方式	緊急通報のみ（認証有り）方式	緊急通報（110/119/118）のみが可能且つ、当社の加入者データベースによる利用者認証や端末位置登録が可能な方式	緊急通報のみ（認証無し）方式	緊急通報（110/119/118）のみが可能且つ、当社の加入者データベースによる利用者認証や端末位置登録が不可能な方式
方式	内容									
フルローミング方式	通話及びデータ通信が可能な方式									
緊急通報のみ（認証有り）方式	緊急通報（110/119/118）のみが可能且つ、当社の加入者データベースによる利用者認証や端末位置登録が可能な方式									
緊急通報のみ（認証無し）方式	緊急通報（110/119/118）のみが可能且つ、当社の加入者データベースによる利用者認証や端末位置登録が不可能な方式									
<p>第 4 条の 2 （JAPAN ローミング™の提供条件）</p>		<p>契約者は、前条に定める JAPAN ローミング™の提供について、以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（1）JAPAN ローミング™は、天災、事変その他の非常事態が発生し、当社が通信手段の確保が必要と判断した場合に、JAPAN ローミング™契約事業者との事業者間契約に基づき、当該事業者からの承諾があった場合に限り提供されるものであり、常時提供されるものではないこと</p> <p>（2）JAPAN ローミング™の提供の開始、終了、対象エリア、利用可能な通信方式（フルローミング方式、緊急通報のみ（認証有り）方式、緊急通報のみ（認証無し）方式）及びサービス内容（通話、データ通信、ショートメッセージ等の利用可否を含みます。）は、非常事態の状況、JAPAN ローミング™契約事業者の設備状</p>								

		<p>況、その他当社の判断により変動し、予告なく変更または停止される場合があること</p> <p><u>(3) JAPAN ローミング™利用時における通信品質、通信速度、接続の安定性等は、通常の当社サービスと同等の水準を保証するものではなく、JAPAN ローミング™契約事業者の設備状況、利用環境、トラフィック状況等により、低下する場合があること</u></p> <p><u>(4) JAPAN ローミング™利用時において国際ローミングサービス、付加機能及び付随サービス等、一部のサービスが利用できない場合があること</u></p> <p><u>(5) JAPAN ローミング™契約事業者側の設備の故障、メンテナンス、またはその他当社の責めに帰すべからざる事由により JAPAN ローミング™が利用できない場合であっても、当社は第 58 条（責任の制限）に定める場合のほか、一切の責任を負わないこと</u></p>
第 10 条 （本サービスの利用の一時中断）	<p>当社は、契約者から当社が別途定める方法により請求があったとき（その請求の理由が、移動無線装置等の端末設備の紛失、盗難等緊急を要するものその他当社が認めるものに限り。）は、請求のあった契約者回線について、本サービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p>	<p><u>1 当社は、契約者から当社が別途定める方法により請求があったとき（その請求の理由が、移動無線装置等の端末設備の紛失、盗難等緊急を要するものその他当社が認めるものに限り。）は、請求のあった契約者回線について、本サービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当社が JAPAN ローミング™（緊急通報のみ（認証無し）方式に限り。）を提供している場合は、当社は一時中断を行わないことがあります。</u></p>
第 35 条 （利用停止）	<p>1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができます。</p> <p>(1) ~ (19) (略)</p> <p>2 当社は、前項の各規定により本サービスの全部又は一部の利用を停止するときは、本約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送又はメール等により、あらかじめそ</p>	<p>1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができます。</p> <p>(1) ~ (19) (略)</p> <p>2 当社は、前項の各規定により本サービスの全部又は一部の利用を停止する場合は、本約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送又はメール等により、あらかじめそ</p>

	<p>の理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、当社若しくは第三者の損害を避けるため緊急の必要性がある場合、又は、契約者が届け出た連絡先に連絡がつかない場合その他のやむを得ないときは、この限りではありません。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>の理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、当社若しくは第三者の損害を避けるため緊急の必要性があるとき、又は、契約者が届け出た連絡先に連絡がつかない場合その他のやむを得ないときは、この限りではありません。</p> <p>3 第1項に定める利用の停止期間内にもかかわらず、当社は、JAPAN ローミング™ (緊急通報のみ (認証無し) 方式に限ります。) を提供しているときは、利用の停止を行わないことがあります。</p> <p>4～5 (略)</p>								
<p>第 42 条 (基本使用料等の支払義務)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料等の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 第 10 条 (本サービスの利用の一時中断) に基づき利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p> <p>(2) 第 35 条 (利用停止) に基づき利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p> <p>(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合における次の料金を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料等の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 第 10 条 (本サービスの利用の一時中断) に基づき利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p> <p>(2) 第 35 条 (利用停止) に基づき利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p> <p>(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合における次の料金を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 1436 557 1524">支払いを要しない場合</th> <th data-bbox="557 1436 859 1524">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1524 557 1990">契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含み</td> <td data-bbox="557 1524 859 1990">そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金。</td> </tr> </tbody> </table>	支払いを要しない場合	支払いを要しない料金	契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含み	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="883 1436 1183 1524">支払いを要しない場合</th> <th data-bbox="1183 1436 1502 1524">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="883 1524 1183 1990">契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (JAPAN ローミング™ (緊急通報のみ (認証有り) 方式若しくは緊急通報のみ (認証無し) 方式に限ります。) のみ利用でき</td> <td data-bbox="1183 1524 1502 1990">そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金。</td> </tr> </tbody> </table>	支払いを要しない場合	支払いを要しない料金	契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (JAPAN ローミング™ (緊急通報のみ (認証有り) 方式若しくは緊急通報のみ (認証無し) 方式に限ります。) のみ利用でき	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金。
支払いを要しない場合	支払いを要しない料金									
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含み	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金。									
支払いを要しない場合	支払いを要しない料金									
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (JAPAN ローミング™ (緊急通報のみ (認証有り) 方式若しくは緊急通報のみ (認証無し) 方式に限ります。) のみ利用でき	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金。									

	<p>ます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>		<p>る状態その他その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>							
<p>第63条 (緊急通報に係る情報通知)</p>	<p>1~2 (略)</p>		<p>3 (略)</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 契約者が JAPAN ローミング™を用いて緊急通報通話をする場合は、前各項の規定にかかわらず、契約者に代わって当社が下表の規定によりその契約者回線に係る情報を下表に規定する相手先に通知します。</p> <table border="1" data-bbox="894 1052 1503 1959"> <thead> <tr> <th data-bbox="894 1052 1198 1098">当社が通知する情報</th> <th data-bbox="1198 1052 1503 1098">通知する相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="894 1098 1198 1339"> <p>1 発信を行った契約者回線に係る電話番号又は IMSI 番号</p> </td> <td data-bbox="1198 1098 1503 1339"> <p>その緊急通報通話の着信のあった契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="894 1339 1198 1959"> <p>2 発信を行った契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報に基づき計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びその契約者回線に係る電話番号若しくは IMSI 番号</p> </td> <td data-bbox="1198 1339 1503 1959"> <p>その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関</p> </td> </tr> </tbody> </table>	当社が通知する情報	通知する相手先	<p>1 発信を行った契約者回線に係る電話番号又は IMSI 番号</p>	<p>その緊急通報通話の着信のあった契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点</p>	<p>2 発信を行った契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報に基づき計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びその契約者回線に係る電話番号若しくは IMSI 番号</p>	<p>その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関</p>	
当社が通知する情報	通知する相手先									
<p>1 発信を行った契約者回線に係る電話番号又は IMSI 番号</p>	<p>その緊急通報通話の着信のあった契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点</p>									
<p>2 発信を行った契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報に基づき計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びその契約者回線に係る電話番号若しくは IMSI 番号</p>	<p>その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関</p>									

	<p>3 当社は、電話番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第58条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</p>	<p>4 前項の場合に、前条第1項各号に定める通話又はその発信に先立ち186をダイヤルして行う通話は、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に着信しないときがあります。</p> <p>5 第3項の場合に、その発信に先立ち184をダイヤルして行う通話において、その契約者識別番号又はIMSI番号を緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に通知するときがあります。</p> <p>6 当社は、電話番号、IMSI番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第58条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</p>
--	--	---